（別記）

令和８年度双葉町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

双葉町の産業は、水稲を主体とした農業が中心であったが、昭和 40 年代以降、東京電力福島第一原子力発電所の立地を契機として、産業構造が大きく変化し、第一次産業から第二次、第三次産業へとシフトし、農業は第二種兼業農家が中心となるとともに、担い手不足が深刻化していた。一方で、農地を資産として保有する傾向が根強かったが、高齢化、世代交代により営農が困難となる農家が増加、流動化が加速し、経営規模の拡大を指向する農家と農作業の委託を希望する農家との二極分化の傾向にあった。

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉町は、甚大な被害を被り、町内全域が避難指示区域に指定され、町民は県内外で避難生活を強いられることとなった。農地や各種農業用施設も被災し、放射性物質により汚染され、町内の営農活動は全面的に中断された。

こうした中、町は「復興まちづくり計画」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、全庁挙げて復旧復興事業に取り組み、令和４年８月には特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現した。

農業の分野においても、農地除染と除染後の農地の保全管理、水路等農業用施設の復旧を進めるとともに、営農再開面積拡大に向けて、各種事業の推進、施策の展開を図っているところであるが、原発事故による全町避難から 15 年が経過する中、担い手の確保、農地の集積・集約化、農業生産基盤の再整備など、大きな課題が山積している。

２　高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

双葉町では令和２年度から営農再開・出荷制限解除に向けた野菜の試験栽培を実施し、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された令和４年度には、震災・原発事故後初めて 50ａの農地で野菜の生産・出荷が行われ、令和７年度は企業の参入などで約 7ha まで再開している。

しかしながら、営農面積の拡大はこれからであり、今後、地域の農業担い手と地権者等が話し合い、農業生産基盤の整備や地域の農地に適した作物の選定、高収益作物の計画的作付け・団地化、販路の確保など収益力強化の取組を具体化していく。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域においては、令和３年までに概ね農地除染が終了し、令和６年度まで各地区の農地保全管理組合による除草、耕起、水路・農道の維持管理等の保全管理活動が行われた。並行して「双葉町地域営農再開ビジョン」で示した各地区の農業再生の方向性に沿って、各地区で土地利用のあり方について地権者、行政、関係団体で協議を重ねているところであり、その中で、畑地化や

ブロックローテーション体系の構築についても検討していく。

4　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

双葉町内において、令和８年産水稲の作付の見込みはないことから、各避難先での水稲生産農家に対して情報提供等適切な支援を行う。

今後、町内での作付が可能となった際には、地力回復を図るとともに、需要動向に即した生産計画を策定し、安定的な生産体制の構築に努める。

（２）備蓄米

該当なし

（３）非主食用米

ア　飼料用米

該当なし

イ　米粉用米

該当なし

ウ　新市場開拓用米

該当なし

エ　WCS 用稲

該当なし

オ　加工用米

該当なし

（４）麦、大豆、飼料作物

該当なし

（５）そば、なたね

該当なし

（６）地力増進作物

該当なし

（７）高収益作物

双葉町内におけるブロッコリー等の生産面積を拡大させるとともに、他品目についても農地への適性を見て作付けを行い、生産・出荷を目指す。

避難先での営農者（野菜、花き）に対しては引き続き支援を行う。

別紙

５ 作物ごとの作付予定面積等

（単位：ha）

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和８年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	2.4	0	2.4	0	2.4	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0	0	0	0	0	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0	0	0	0	0	0
大豆	0	0	0	0	0	0
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	0.9	0	0.9	0	0.9	0
・野菜	0.6	0	0.6	0	0.6	0
・花き・花木	0.3	0	0.3	0	0.3	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
・〇〇	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

６　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	春菊、ホウレンソウ、ミニトマト、いちご、南瓜、里芋、ブロッコリー、花き（基幹作物）	地域振興作物助成	地域振興作物の作付面積	野菜　0.6ha 花き　0.3ha 計　0.9ha	野菜　0.6ha 花き　0.3ha 計　0.9ha

※　必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
※　目標期間は３年以内としてください。

7　産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：福島県

協議会名：双葉町地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 （円/10a）	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物助成	1	25,000	春菊、ホウレンソウ、ミニトマト、いちご、南瓜、里芋、ブロッコリー、花き（基幹作物）	作付面積に応じて支援

※1　二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
　　ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
　　なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。
※2　「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3　産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4　産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

作物名	
花き	宿根カスミ草
	ガザニア
	ダリア
	ライスフラワー
	マーガレット
	ミニペラルゴ
	エニシダ
	ラベンダー
	ゴールドコイン
	ツンベルギア
	宿根サイネリア
	ハーデンベルギア
	ポインセチア
	ポリアンサス
	オステオルペルマム